

平成 24 年 3 月 9 日現在

東日本大震災に伴う診療報酬請求等 Q & A（第 8 版）  
（平成 24 年 3 月以降の診療等分の取扱い）

Q 1 被災された患者さんの一部負担金の免除措置が延長されると聞きましたが、どのような取扱いになりますか。

（答）平成 24 年 3 月以降の取扱いとして、以下の方が一部負担金の支払いの免除措置が延長されることとなりました。（震災発生後、他市町村へ転出した住民を含む。）

東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）の全ての住民（全被保険者等）は、平成 25 年 2 月 28 日まで延長する。

①以外の東日本大震災の被災区域の住民のうち、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等は、平成 24 年 9 月 30 日まで延長する。

なお、全国健康保険協会以外の被用者保険の被保険者等については、保険者の判断により一部負担金の免除等が延長されることもあります。

（厚生労働省関係通知）

平成 24 年 1 月 31 日厚生労働省保険局保険課事務連絡

「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」

平成 24 年 1 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 12）（平成 24 年 3 月以降の診療等分の取扱い）」

Q 2 平成 24 年 3 月以降、支払免除が延長される一部負担金とは、どれが対象となりますか。

（答）平成 24 年 3 月以降、保険医療機関等では、以下の一部負担金の支払いが免除されます。

- ・療養の給付に係る一部負担金
- ・保険外併用療養費（食事療養・生活療養に係る部分以外）

に係る一部負担金相当額

- ・ 家族療養費（食事療養・生活療養に係る部分以外）に係る一部負担金相当額
- ・ 家族訪問看護療養費及び訪問看護療養費に係る一部負担金相当額
- ・ 特別療養費（食事療養・生活療養に係る部分以外）に係る一部負担金相当額

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日までとされました。

（厚生労働省関係通知）

平成24年1月31日厚生労働省保険局保険課事務連絡

「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」

平成24年2月20日厚生労働省保険局保険課他事務連絡

「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等に関するQ & Aについて」

**Q 3** 一部負担金の支払免除が延長される患者さんですが、持参された免除証明書の有効期限が平成24年2月29日となっています。一部負担金の支払免除の取扱いはどうなりますか。

（答）国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等については、免除証明書に有効期限が「平成24年2月29日まで」と印字されている場合でも、平成24年9月30日までは、従前どおり、窓口での一部負担金の支払いを免除する取扱いとなります。（入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く。）

その他の医療保険にご加入の方で、引き続き一部負担金の支払いが免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

（厚生労働省関係通知）

平成24年1月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その12）（平成24年3月以降の診療等分の取扱い）」

Q 4 3月1日に、警戒区域の住民で、健康保険組合に加入されている方が、有効期限が平成24年2月29日の免除証明書を持って受診されました。一部負担金の支払いを免除してよろしいですか。

(答) 全国健康保険協会以外の被用者保険に加入されている方は、免除証明書の有効期限に平成24年3月1日以降の日付が印字されている場合のみ、従前どおり、窓口での一部負担金の支払いを免除する取扱いとなります。

(厚生労働省関係通知)

平成24年1月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その12)(平成24年3月以降の診療等分の取扱い)」

Q 5 警戒区域の住民の方ですが、免除証明書を持っていません。一部負担金の支払いの取扱いはどうなりますか。

(答) 一部負担金の支払いを免除するには、免除証明書の提示が必要です。

ただし、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」又は「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

#### 市町村名

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(厚生労働省関係通知)

平成24年1月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その12)(平成24年3月以降の診療等分の取扱い)」